賃金改善に関する項目

　今年度の人事委員会勧告については、月例給のマイナス勧告であることから、その取扱いについて大変苦慮しましたが、人事委員会勧告は、労働基本権制約の代償措置であることから、基本的には尊重すべきものという考えのもと次のとおり実施したいと存じます。

　給料表については、人事委員会勧告のとおり平成３１年１月より改定することとし、平成３０年４月から１２月までの較差相当額に係る所要の調整を実施します。

　所要の調整の方法については、若年層への負担軽減を行うこととし、平成３１年２月に支給する給料の月額から、平成３０年４月１日時点の給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当及びへき地手当の合計額に若年層にあっては0.38％、管理職手当受給者にあっては0.61％、これら以外の職員にあっては0.52％を乗じて得た額に、平成３０年４月から１２月までの在職月数を乗じて得た額と平成３０年６月及び１２月期の期末手当及び勤勉手当の合計額に若年層にあっては0.38％、管理職手当受給者にあっては0.61％、これら以外の職員にあっては0.52％を乗じて得た額の合計額を減じることとします。

　なお、給料表の改定が生じない職員及び臨時的任用職員については、所要の調整は実施しないこととします。

　期末・勤勉手当については、人事委員会勧告のとおり平成３０年度より年間０.０５月分を引き上げ、その割り振りは、勤勉手当について、６月及び１２月に支給される月数をそれぞれ０.０２５月分引上げ、０.９２５月分とします。

　これに伴う成績区分に応じた成績率については、これまで皆様方と協議してきた経緯を踏まえ改めてお示しさせていただく。

　平成31年度以降の期末手当については、人事委員会勧告のとおり６月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ１.３月分とします。

　技能労務職員の給料、所要の調整及び期末・勤勉手当の取扱いについては、行政職給料表が適用される職員に準じてまいりたいと存じます。

　以上の内容で関係条例（案）を９月後半の定例府議会へ提案したいと存じます。

　なお、期末・勤勉手当の引上げに伴う差額支給の時期については、所要の調整を平成３１年２月の給料で実施することから、月例給への負担を軽くするため、所要の調整と同時期である平成３１年２月に支給したいと存じます。

　非常勤特別嘱託員及び非常勤若年特別嘱託員の報酬月額については、平成３１年４月１日からそれぞれ770円及び1,090円を引き下げ、152,710円、217,440円に改定したいと存じます。

　その他の非常勤職員についても、これまでと同様に常勤職員の取扱いに準じてまいりたいと存じます。

賃金改善に関する項目

臨時的任用職員の初任給については、上限号給の見直しを含めて、改正地方公務員法等の施行にあわせ、検討してまいりたいと存じます。

あわせて、臨時的任用教職員の任用に係る考え方について説明します。臨時的任用教職員の任用については、任用事由が生じるごとに任用しているところですが、業務上必要な任用期間について、今後、検討を行ってまいりたいと存じます。

なお、要求にはございませんが、休暇休業制度については、小学生の子供を持つ親の子育てニーズを踏まえ、部分休業に見合う新たな休暇の制度化に向けた検討を行ってまいりたいと存じます。

また、併せて、不妊治療にかかる新たな休暇の制度化に向けた検討を行ってまいりたいと存じます。